

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號二第 卷七十第

行發日一月八年二十正大

論叢

武士成立の經濟的要素 文學博士 三浦 周行
 綜合奢侈稅の批評 法學博士 神戶 正雄
 獨立海運業者の排他的手段 法學士 小島昌太郎
 文化的認識と歴史的認識 法學士 恒藤 恭

時論

地租委讓と收入の缺陷 法學博士 小川郷太郎
 農村問題と其對策 法學博士 河田 嗣郎

說苑

壹岐國に於ける地割制度 農學士 奧 田 或
 歴史派經濟學發達の徑路 法學士 山口正太郎

雜錄

氏族制度雜考 法學士 本庄榮治郎
 報酬遞減法則の適用範圍 法學士 山口正太郎
 照應計算の一方方法 經濟學士 蛭川 虎三

雜 錄

氏族制度雜考

本庄榮治郎

一

人類の社會が成立して政治組織が発生すると、一方には治者階級が起り、他方にはこれに對立して被治者階級が生じて來る。治者は主として政治に當り被治者は専ら勞働の任に當るのが、何れの國に於ても普通であらう。然るに従來の歴史では貴族や豪族などの治者階級ばかりを目安にし、大政治家や貴族の一言一行にのみ重きを置き、被治者や勞働階級に關する歴史は頗る等閑に附せられておつた。是は眞に片手落のことと言はなければならぬ。この結果として上古に於ける社會組織や被治者階級の狀態、即

ち氏族制度の組織にしても、部民の狀態にしても、今尙極めて不分明なる點が甚だ多く直截明白なる記述は困難といふよりは寧ろ不可能であり、疑問はいくらでも湧いて來る有様である。若し定木に當て嵌めたやうに整然としたものであるかの如くに書いてあるものがあるならば、それは寧ろ間違であつて、正確明瞭に判らぬのが本當であらう。私は茲に氏族制度の全般に亘つての、組織的研究を示さんとするものではない。たゞ二三の點について思ひ付いただけのことを書き記すに過ぎぬ。

二

氏は同一の祖先より出でたる團體であるが、その下に屬する部なるものは必ずしも同族ではない。たゞその氏に屬するより、その氏の名を稱することとなり、遂にその氏の首長と同族同祖なりと考へ、他人も亦之を認むるに至つたものであつて、氏は即ち同祖信念の上に築かれた團體であつた。而して更に氏には氏の守護神を祀りて氏神となし、氏神の崇拜は、また氏族の

團結を鞏固にしたるを以て、氏は血族關係のみならず、信仰關係を同じくすることによつて結成せられし團體なりといふことが出来る。

氏の構成は、氏によつて多少の差異はあらうが、大體に於ては(一)氏上(二)氏人(三)部民なごから成立し、時にはこの外に「やつこ」も隷屬しておつた。部民は半自由民で「やつこ」は奴隸である。而して氏は一以上の戸から成立するものであるが、戸の構成については、大寶二年の戸籍によれば、所謂大家族として知られて居る血族關係の者と奴婢から成立つて居る。所謂部は各戸に屬せずして、別に戸を成して氏に屬せしものである。このことは、尙、後に述ぶる機會があらう。

三

氏は一以上の家から成立つて居るが、氏によつては數十戸、中には數百戸を包擁せるものもあり、數戸に過ぎないものもある。そこで大氏と小氏との區別が出来る。「姓序考」以來、大氏は本家で小氏は分家であると考えられてゐる。例

へば阿倍氏は大氏であつて、それより分れたる阿倍志斐、阿倍間人、阿倍長田、阿倍陸奥等は皆小氏であると説かれてゐる。今、天智紀三年の條を見ると大氏之氏上賜大刀、小氏之氏上賜小刀とある。この大刀小刀は代々傳へて氏上の證據となすものであるが、古語拾遺によれば中臣氏に大刀を賜ひ齋部氏に小刀を賜ひしことが明かである。即ち天智紀の記事によれば齋部氏は小氏である。然るに齋部氏は神代より齋部の頭梁として傳はれる氏であつて、決して他の氏より分れたる分家ではない、されば小氏を以て分家とし、大氏と宗支の關係に在りといふは首肯し難い。寧ろ大氏は數十戸乃至數百戸といふが如く、多數の族人を包擁して格式の高かりし氏といひ、小氏は單に數氏を包含するに過ぎざるもので、其間宗支統屬の關係を有するものではなく、大國小國大縣小縣といふの類と同じく、その包擁する所の大小による區別であると解せずばなるまい。

勿論時代の經過すると共に一族次第に繁衍し

て一の氏より數多の支流を生じ、諸方に散在分布するに至り、是等の支流は通常、その居住せる地名等に基いて別の氏を稱したものであつて、此等のものが宗支の關係を有することは勿論である。前掲の阿倍氏の例が宗支の關係を有することは明かであるが、宗支の關係と大氏小氏との關係は全然別物であると考へたい。

四

一般に部といふのは世襲的に同一の産業又は其他の活動に従事するものの團結であつて、各氏に屬するものであるが、皇室に屬する公的のものど、豪族に屬する私的のものどがあつた。前者を品部とよべといひ、後者を部曲かきまといふ。

公の部民の中にも多少の階級があつたものの如く、高尚なる職業に従事するものと卑賤なる職業に従ふものとの間には非常な差異があり、中には自由民に近いものもあれば、また鳥飼部の如く面に跡をされて、奴隸に近いものもあつた。この公の部民は伴造によつて管理され、其團結は頗る鞏固であつたが、部は常に同一血族

の者の團結であるといふわけではなく、またその伴造もその部民に對し、常に族長たる關係に立て居たものではない。^{**}而して伴造は世襲的に其部民を率ゐて其職業に従事し、その職責をつくしたものであつて、兩者の關係は所有の關係ではなくして、管理の關係であつた。尤、時代の經過すると共に、所有被所有の如き從屬關係が出来て來たことは已むを得ぬ處であるが、本來の性質はそうではない。故に久米部は久米氏の管理する所なるも、久米氏の私民ではない。かの巨勢部が巨勢氏の私民たる關係とはその性質を異にしてゐる。然るに世人は伴造即ち部の管理者と部曲の所有者とを混同し、品部と部曲とを同一視するも、それは誤りであらう。尤、部は一地方に集合せずして、數地方に分れおる場合多きを以て、公の部民のみならず、私民についても、各氏は別に管理者を置いて、之を統轄せしむるを常とした。故に部の持主以外の者が之を管理することは相同じと雖、而もその部民は、或は公の部民たり、或は私民たるの區別あ

* 太田氏、前掲、141頁
** 内田博士、前掲、105頁

ることを忘れてはならぬ。然し公の部民といひ私民といふも、その屬する所が異なるのみであつて、共にその所有者(朝廷又は豪族)に對して從屬關係に立つものであり、兩者共に半自由民たることは同一である。

部は各戸に屬せしものではなくして、別に戸を成して氏に屬せしものである。この部に屬する者は、大化以後には大部分は自由民となつたが、たゞ品部の中で職業部に屬する一部のものは、尙、雜戸として存續し、部曲の中の一部の者も家人となり、即ち或は半自由民として或は奴隸として存續したるものである。然し雜戸にしても、家人にしても、別に戸を成して從屬せしものであつて、主家の戸籍に入つたものではない。主家の戸籍に入つたものは奴婢のみである。このことは大寶二年の戸籍等にも明かである。これから考へても、既に半自由民であり、一部は雜戸や家人の前身たりし部民が、別に戸をなして氏に屬せしものなることは當然であらうと思ふ。

五

各氏は大抵専門の職業又は職務を有し、部民を率ゐてこれに當りしものであり、直接の勞働は大抵部民の任する所であつた。勿論各氏にはそれに屬せし土地もあり、種々なる職業的部民と雖、單にその職業のみに従事して、全然他の仕事をなさざりしわけではなく、その専門とせる職業の外に、時には農耕や漁獵にも従ひしものと考へられる。従つて種々なる職業的部の存することから速斷して、上古の時代に於て既に所謂分業が存したものであると考へるのは、果してごうであらうか。

次に當時一の氏は氏全體として一の共產體を組織せしや否やは明かならず。蓋、當時に於ては同一の氏に屬するものが、すべて一緒になつて居たといふ譯ではなく、各地に散在し(例へば忌部氏は紀伊、阿波、讃岐、筑紫等の忌部あるが如きこれである)各相別れて家を成し、その生活を營みしものであるから、氏全體が一の經濟單位を構成したりとは考ふことを得な

い。當時の戸は所謂大家族を成せしものであつて、戸に屬する者は皆家長の命の下に、その家の職業に従ひしものであるから、上古に於ても經濟單位は氏に存せずして、寧ろ戸に存せるものと考へる。或は又家よりもや、大きく同一地域に於ける數戸、又は部氏の團結が一の經濟單位として自給經濟を營みしものであらう。大氏小氏の間にに宗支統屬の關係を認める人は、大氏は小氏を支配し、小氏は經濟單位であつたと解する然し大氏小氏は宗支の關係を有せざること以上の如くであるから、小氏を以て直ちに經濟單位であるとはいふことは出来ない。ある場合には、恰も小氏が經濟單位の如くなる場合もあらうが、一般的には戸を基礎として考へなければならぬものであると信ずる。

六

我國上古に於ては血統上の關係を以て、社會の秩序を立て、此秩序に基いて國家を編制したものである。されば社會上尊貴の地位に在る者、即ち血統の上に於て貴く、財産も多く、部民も

多き者はやがて政治上に於ても高き地位を占めたものであつて、例へば大臣、大連は政治上に於ても社會上に於ても臣、連よりも尊かつたものである。而してこの大臣、大連とか臣連とかの所謂「かばね」と氏を有するものは社會の上流に立つものであつて、諸々の部の世襲首長や地方の世襲君長等の族類がそれであつた、彼等は即ち治者階級である。部はこれに附隨せしものであつて、その屬する所の氏を稱し、更にその下に在る「やつこ」は氏も姓も持たず、たゞ名のみを有せしものである。この部と「やつこ」は即ち被治者階級として専ら勞働に従事せしものに外ならぬ。

部は古く神代より存在せしものであるが、年と共に増加し、或は百八十部（ヤマト）、八十伴緒（ヤマト）などと稱せられて、其數の夥敷なつたことを示して居るが、後にはすべての職業に亘り、各地方に及び、殆んど全國の人が部に屬するに至つたものであつて、其職業の種類も記録に残つて居るだけでも三百に達して居る。蓋、當時の經濟活

* 内田博士 前掲112頁
** 福田博士、日本經濟史論 34頁

動、労働組織の上に於て最も重要なものは、この部の制度であつたことは極めて明かである。

奴隸の労働は世界何れの國に於ても、その上代に於て見る所のものである。我國と雖、其例には漏れざるものであつて、「やつこ」が即ちそれである。「やつこ」の發生した原因は、主として征服と犯罪とに在る。然し我國の上古には、この「やつこ」に關する記事はあまり多く見えて居ない。蓋し當時は部の制度があつて當時の労働需要に十分應じ得たため「やつこ」は未だ重要なものではなかつたのであらう。然るに奈良朝時代に入ると部民の大部分は自由民となり、一部は雜戸として宮廷工業に従ひ、他の一部が家人として奴隸の一部をなしたものであるが、他に多くの奴隸が發生し、驅使されて、墾田の開發や、堂宇の建築や、諸工業的労働に従つた。奈良の大佛も畢竟は奴隸の所産であらう。かくて文化燦然たる奈良朝を以て奴隸經濟時代と稱する程、奴隸なるものは當時の労働組

織の上に於て重要な役目を演ずるに至つたものである。